

特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都港区に置く

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪市西区及び埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民が行う非営利活動の連絡、交流、支援を行うことにより、特定非営利活動法人や市民団体などの事業活動が円滑に運営され、豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

環境の保全を図る活動

災害救援活動

地域安全活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

国際協力の活動

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

子どもの健全育成を図る活動

情報化社会の発展を図る活動

科学技術の振興を図る活動

経済活動の活性化を図る活動

職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

消費者の保護を図る活動

前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

特定非営利活動法人の設立と運営支援事業

特定非営利活動法人や市民活動団体などの役割・地位向上と社会的基盤整備の事業

特定非営利活動法人や市民活動団体などと企業や行政の仲介役としての協働支援事業

特定非営利活動法人や市民活動団体などのネットワーキングと情報提供事業

特定非営利活動法人や市民活動団体などの事業活動に関する調査、研究と広報活動事業

保健・医療又は福祉の増進を図り、特定非営利活動法人や市民活動団体並びに市民活動に参加しようとする市民等に対し、多様化するニーズに対応する人材育成のための研修・講習会等の事業

(2) その他の事業

施設管理業務事業

特定非営利活動法人や市民活動に参加している人々のための生活支援情報提供事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員を以って特定非営利活動促進法における社員とする。

正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの。

賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件などは付さない。

- 2 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員になろうとする者は、入会申込書により、代表理事に申込みものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

本人が死亡したり、団体にあつては解散したとき。

会員が正当な理由なく会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

この定款等に違反したとき。

この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く

理事 15名以上

監事 2名

- 2 理事のうち代表理事を若干名、専務理事を1人、常務理事を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事若干名、専務理事1人、常務理事若干名は、理事の互選とする。

- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事及び常務理事は、代表理事を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を遂行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行う

理事の業務遂行の状況を監査すること。

この法人の財産の状況を監査すること。

前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

業務遂行および法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 3 補欠又は増員により就任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決にもとづいて解任することができる。

心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

職務上の義務違反があると認められるとき。

その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は総会の議決により報酬を受けることができる。

- 2 報酬を受ける役員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務遂行に必要な費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第18条 総会は、この法人の最高意思決定機関であって、正会員を持って構成する。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第19条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

定款の変更

解散
合併
事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
事業報告及び収支決算
役員の選任又は解任、職務及び報酬
会費の額
その他の法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

第14条第1項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに会員に対して、通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条および次条第1項の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

日時及び場所

正会員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること)

審議事項

議事の経過の概要及び議決の結果

議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

総会に付議する事項。

総会の議決した事項の執行に関する事項。

借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第42条に同じ)その他新たな業務の負担及び権利の放棄

事務局の組織及び運営

その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。

代表理事が必要と認めたとき。

理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに全理事に対して文書を発しなければならない。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は代表理事の1人がこれに当たる。

- 2 理事会における議決事項は、第30条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 5 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 6 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

日時及び場所

理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

審議事項

議事の経過の概要及び議決の結果

議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記載された財産
会費
寄付金品
事業に伴う収入
財産から生じる収入
その他の収入

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第37条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画、収支予算及び決算)

第39条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経て定める。但し、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

2 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会において議決を経なければならない。

3 決算上で余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(予備費の設定及び使用)

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

総会の決議

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

正会員の欠亡

合併

破産

所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第46条 総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、所轄庁の認証を得れば合併することができる。

(残余財産の処分)

第47条 この法人の解散（合併又は破産による解散を除く）のときに有する残余財産は、社団法人長寿社会文化協会に帰属させるものとする。

第9章 事務局、顧問・相談役

(事務局の設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は代表理事が任免する。

4 理事は事務局長もしくは職員と兼職できる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会にて定める。

(顧問・相談役)

第49条 この法人は顧問、相談役を置くことができる。

顧問、相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

顧問、相談役は理事会における議決権を有しない。

第10章 雑則

(公告)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に於いてこれを行う。

(細則)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年6月30日までとする。

代表理事	笹平 美江子	(JHP学校をつくる会 代表)
	笹森 清	(日本労働組合総連合会 事務局長)
	堀田 力	(さわやか福祉財団 理事長)
常務理事/事務局長	田中尚輝	(長寿社会文化協会 常務理事)
常務理事	川嶋昭宜	(日本労働組合総連合会 市民・ボランティア局長)
	兼間道子	(日本ケアシステム協会会長)
	鈴木稀王	(芸術文化振興連絡会議 < P A N > 事務局次長)
	高比良正司	(子ども劇場全国センター代表委員)
	和久井良一	(さわやか福祉財団渉外代表)
理事	秋尾晃正	(日本民際交流センター代表)
	伊藤道雄	(N G O 活動推進センター・常務理事/事務局長)
	伊東洋子	(日本青少年音楽団体協議会・歌手)
	内山東平	(東京農業大学 教授)
	恵島千恵子	(子ども劇場全国センター共済事業部長)
	大村弘道	(安全センター 代表取締役)
	大藪義郎	(長寿社会文化協会事務局次長)
	岡本健次郎	(コミュニティネットワーク協会)
	亀田一郎	(長寿社会文化協会 理事)
	小林一雄	(日本FP協会常務理事)
	佐藤晴時	(水と緑の保全期間 顧問)
	澤登信子	(アンテナネット代表)
	高畑敬一	(N A L C 代表)
	中野喜文	(コミュニティネットワーク協会 顧問)
	永田欣也	(長寿社会コミュニケーションズネットワーク代表)
	福田啓造	(近代医療マネジメント協会)
	水谷正夫	(長寿社会文化協会 事務局次長)
監事	岡安克之	(日本ファイナンシャル協会 運営委員)
	下山 久	(エーシーオー沖縄)

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる1口以上の額とする。

	個人正会員 (1口1万円)	個人賛助会員 (1口2万円)
	非営利団体正会員 (1口2万円)	非営利団体賛助会員 (1口4万円)
	営利団体正会員 (1口5万円)	営利団体賛助会員 (1口10万円)
付則	この定款は	平成12年度 4月 24日 から施行する
		平成14年 7月 19日 一部変更
		平成14年 12月 6日 一部変更